

広島県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号以下「法」という。）第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件については、法第37条第1項に規定するものほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 広島県内に居住する者

(委嘱)

第3条 知事は次の各号に掲げる者の中から推進員を委嘱する。

- (1) 市町、事業者又は各種関係団体の長から推薦を受けた者
- (2) 広島県地球温暖化防止活動推進センターが実施する地球温暖化防止活動推進員養成研修修了者
- (3) その他知事が特別に認める者

(委嘱簿の公表)

第4条 知事は、氏名その他必要な事項について委嘱簿を作成し、広く一般に公表するものとする。

(推進員の活動)

第5条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自ら率先して地球温暖化対策を実践するとともに、自主的に地域住民の集まりの場を利用して、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性等について情報提供を行うなど普及啓発活動を行うほか、地域住民の相談に対し助言を行うこと。
- (2) 住民等からの要望に応じて、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、その結果に基づき指導及び助言を行う。
- (3) 県及び市町等が開催する研修会や講演会又は推進員が自発的に実施する情報交換会等へ積極的に出席し、推進員としての資質の向上に努めること。
- (4) 県内の学校及び各種関係団体が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力を求められたときは、講師や活動リーダー等として可能な限り協力すること。

- (5) 国、県、市町が行う地球温暖化対策の実施に協力すること。
- (6) 地球温暖化防止対策に関する情報や事例を収集した場合には、県、市町、その他関係機関へ提供すること。

(変更の届け出)

第6条 委嘱を受けている者は、委嘱簿の記載内容に変更が生じたとき、速やかに知事に届け出るものとする。

(活動報告書の提出)

第7条 知事は、必要に応じて、推進員の活動状況の報告を求めるものとする。

(委嘱の期間)

第8条 推進員の委嘱期間は委嘱を受けた年度の翌年度から3年目の年度末までとし、再任を妨げない。

2 知事は、推進員を再任する場合、委嘱期間が切れる1ヶ月前までに推進員の意向、活動状況等を調査し、推進員としての適性について審査することとする。

3 前項の審査の結果、再任が適当と認められた場合、委嘱期間を3年間延長することとする。

(委嘱の取り消し)

第9条 知事は、次に掲げる場合、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 県外に転居したことにより、第2条に掲げる推進員の要件を満たさなくなったとき。

(推進員の身分)

第10条 推進員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(環境保全アドバイザーへの登録)

第11条 県は、環境保全アドバイザー派遣事業に関する要綱（平成7年6月29日制定）第3条第1項の規定に基づき、推進員の承諾を得て、推進員を環境保全アドバイザーとして登録するものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年10月29日から施行する。

様式1（第3条関係）

広島県地球温暖化防止活動推進員推薦書

市町、事業者又は各種関係団体の長名：

フリガナ			生年月日	大昭平年月日
氏名	男・女		年齢	
住所	〒(ーーー) 電話 (ーーー) FAX (ーーー)			
勤務先	名称			
	所在地	〒(ーーー) 電話 (ーーー) FAX (ーーー)		
環境保全活動団体等に加入している場合は、団体名及び団体の活動内容				
環境保全活動等を行っている場合は、その内容				

様式2（第4条関係）

広島県地球温暖化防止活動推進員委嘱簿

- 地球温暖化防止活動推進員委嘱簿の作成に必要ですので、次の事項について、記入してください。
- 各関係団体や住民等から問い合わせがあった場合は、委嘱簿に記載されている情報を提供します。
- なお、委嘱簿に掲載した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められた手続きに従い、適正に管理します。

区分	内容	
氏名	ふりがな	性別
		男・女
所属団体等の名称		
連絡先	区分	自宅・勤務先・その他（名称：）
	住所	〒
	電話番号	
	FAX	
	Eメール	
特記事項 (他の資格等)		

様式3（第6条関係）

広島県地球温暖化防止活動推進員委嘱簿変更届

広島県地球温暖化防止活動推進員委嘱簿の内容に変更が生じましたので、広島県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱第6条に基づき、変更届を提出します。

区分	内 容	
氏 名	ふりがな	性 別
		男 ・ 女
所属団体等 の名称		
連絡先	区 分	自宅・勤務先・その他（名称：）
	住 所	〒
	電話番号	
	F A X	
	Eメール	
変更理由等		

様式4（第7条関係）

地球温暖化防止活動推進員の活動実施状況

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所：_____

氏 名：_____

年 月 日	活 動 内 容		
	項 目	活 動 概 要	参加人数

※ 項目には、次のの中から選んで記入してください。

- ① セミナー講師
- ② 学校等での授業
- ③ 集会への参加（婦人会・老人会等）
- ④ その他

様式5（第9条関係）

広島県地球温暖化防止活動推進員辞退届

次の理由により、広島県地球温暖化防止活動推進員としての活動を行うことができなくなりましたので、広島県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱第9条に基づき、委嘱を取り消してください。

区分	内容	
氏名	ふりがな	性別
		男・女
所属団体等の名称		
連絡先	区分	自宅・勤務先・その他（名称：）
	住所	〒
	電話番号	
	FAX	
	Eメール	
取消理由等		